

## 確定申告(住民税申告・国民健康保険税申告)の受付日程

確定申告の時期が近づいてきました。本年は下記の日程で受付します。間近になってあわてないように、今から必要書類・帳簿を整理しておきましょう。  
※その他、詳細については2月号で掲載します。

受付日	8:30~12:00	13:00~16:30	会場
2月18日(月)	西友枝(1区、2区)	西友枝(3区、4区)	たいへいの里 (大平支所・研修室)
19日(火)	東上(1区、2区)	東上(3区、4区)	
20日(水)	東下西	東下東	
21日(木)	土佐井(東・西・一ノ瀬)	土佐井(中・新谷)	
22日(金)	土佐井(下田井)	友枝地区で申告未済の方	唐原コミュニティセンター (講堂)
25日(月)	原井・有野	百留・上唐原(梶屋・薬丸)	
26日(火)	上唐原(重吉・保木ノ上・水出)	上唐原(寺小路)	
27日(水)	下唐原東区	下唐原西1区	
28日(木)	下唐原西2区	唐原地区で申告未済の方	
3月1日(金)	矢方	緒方	げんきの杜 (研修室)
4日(月)	成恒下	成恒上	
5日(火)	安雲西	安雲東	
6日(水)	尻高下ノ上、下ノ下	尻高上・中	
7日(木)	大ノ瀬	ハツ並	
8日(金)	中村	吉岡	
11日(月)	松本	宇野西区	
12日(火)	宇野東区	げんきの社会場対象地区の方で申告未済の方	
13日(水)	宇野垂水	垂水上区	
14日(木)	垂水中区	垂水下区	
15日(金)	申告未済の方(全地区対象)	申告未済の方(全地区対象)	上毛町役場 (2階 大会議室)

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線134)

## いつでもどこでもスマートフォンで申告ができるようになります

1月から、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、スマートフォンでも所得税の確定申告書を作成・提出することができます。

### ID・パスワード方式で申告

- ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信!
- 源泉徴収票などの添付書類は提出不要!
- 申告書の控えはPDF形式でスマホに保存!

●問い合わせ先 行橋税務署 個人課税第一部門 TEL 0930-23-0580

### スマートフォンで見やすい画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます。  
※事前に最寄りの税務署で①ID(利用者識別番号)と②パスワード(暗証番号)を取得する必要があります。  
※パソコン・タブレットからもご利用いただけます。

## 家屋の新增築、取り壊しなどをされた場合は手続きが必要です

次に該当する場合は税務課までご連絡ください。

### ◎家屋を新築、増築したとき

町職員または県職員が、日程調整の上、固定資産税の課税のために評価に伺います。具体的には、間取りや建築資材を確認するもので、所要時間は1時間程度です。

### ◎家屋の全部もしくは一部を取り壊した場合

町職員が確認に伺いますので速やかにご連絡ください。※法務局で滅失登記をされた場合は必要ありません。

### ◎固定資産税の納税義務者が亡くなった場合

固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者、または納税管理人が亡くなった場合、相続人代表者の指定などの手続きが必要となります。

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線137)



## 水道をご利用の皆さんに水道管の防寒対策についてのお願い

毎年冬の時期には水道管の凍結・破裂による漏水が見られます。むぎ出しになっている配管や蛇口には保温材を巻くなど防寒対策をお願いします。

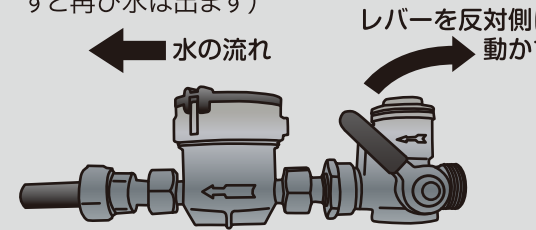
また、毎月初めに水道メーターの検針を行っていますので正確な検針ができるよう、各家庭のメーターボックスの上に物を置いたり、近くに犬をつないだりすることはご遠慮ください。



### 宅地内での水道の漏水について 宅地内で水が噴き出した場合の対処方法および漏水の確認方法をお知らせします。

#### ■宅地内で水が噴き出した場合

メーターボックス内の止水栓のレバーを水の流れとは反対側に動かしてください。水が止まります。(水の流れと同じ方向に動かすと再び水は出ます)



漏水などが確認された場合は、上毛町指定の工事業者へ修理を依頼してください。

●問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3159(内線192・198)

#### ■漏水が疑われる場合の確認方法

町では毎月検針を行い、「水道使用量のお知らせ」をお渡ししています。前月と比べて心当たりがないのに使用水量が増えている場合は、漏水が疑われます。

- ①すべての蛇口を閉めてください。
  - ②水道メーターのパイロットが止まっているか確認してください。
- すべての蛇口を止めていれば水が止まっているはずですのでパイロットが回ることはありません。水を止めているのにパイロットが回ってれば漏水の可能性がります。必要に応じて止水栓のレバーを操作してください。



## 上毛町ブロック塀等撤去費補助金

地震による倒壊の恐れがあるブロック塀などの撤去費用の一部を助成します。

### ■対象となる工事

- ①道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀など
- ②町が危険と判断したもの

### ■助成金額 撤去工事費の2分の1

(ただし10万9千円を限度)

※補助金を希望する場合は、町との事前協議が必要です。  
※撤去後、ブロック塀を再築する場合は建築基準法、その他関係法令の遵守が必要です。

### ●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)

## ごみなどの野外焼却はやめましょう

最近、野外焼却による煙やにおいで窓を開けられない、洗濯物や布団が干せないなど、苦情が多く寄せられています。

家庭ごみや草、剪定枝などの野外焼却は原則禁止されており、違反した場合は5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金、またはこれらが併科されることがあります。

決められたルールを守り、ごみや草、剪定枝などは可燃ごみに出していただきますようお願いいたします。

### ●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)



## 放課後児童クラブ職員募集

放課後児童クラブとは、保護者が就労のため昼間家庭にいない児童を保育するための施設で、運営委員会によって運営されています。

採用人数	支援員1人、補助員5人	勤務場所	西吉富放課後児童クラブ(上毛町大字緒方575番地3)
年齢要件	支援員:65歳未満(2019年4月1日現在) 補助員:70歳未満(2019年4月1日現在)		
職務	支援員:小学生の保育及びクラブの運営 補助員:小学生の保育及び支援員の補助		
任用期間	2019年4月1日(月)~2020年3月31日(火)更新あり ※支援員は試用期間として、任用日から2週間は補助員として勤務		
勤務時間	平日:放課後~18時30分の4時間程度(補助員は3時間程度) 土曜日など:7時30分~18時30分のうち8時間(補助員は4~6時間程度) ※支援員は週6日程度、補助員は週3日程度勤務		
休日	日曜日、祝日、お盆休み(8月12日~15日) 年末年始(12月29日~翌年1月3日)		
賃金	支援員:月給13万円(7~8月は17万円、3~4月は15万円) 補助員:時給950円		
加入保険	支援員:社会保険、雇用保険、労災保険 補助員:労災保険		
応募方法	履歴書(写真貼付)を子ども未来課まで提出		
選考方法	面接(面接日は後日通知します)		

●問い合わせ・提出先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線227)